

○大田区職員等公益通報要綱

平成18年 3月30日 経総発第826号  
改正 平成21年 3月25日 20経総発第11780号  
平成23年 4月 7日 23経総発第10038号  
平成25年 1月30日 24経総発第11707号  
平成29年10月12日 29経総発第11433号  
令和 4年 6月23日 4 経総発第10687号  
令和 5年 3月 2日 4 経総発第12635号  
令和 5年 9月 1日 5 経総発第11154号  
令和 6年 3月29日 5 経総発第12859号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の定めるところにより、大田区（以下「区」という。）において、職員等からの公益通報等を適切に処理し、通報者の保護を図るとともに区政運営における公正の確保と透明性の向上に資するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに掲げる者をいう。

ア 区の職員で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（同法第22条の3の臨時職員を含む。）及び同法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員

イ 区から事務又は事業の委託を受けた者又は請け負った者及びその業務に従事している者並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

ウ ア及びイに掲げる者であった者（退職の日から起算して1年を経過していない者に限る。）

(2) 公益通報等 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、次条第1項に規定する者に対してする通報をいう。

(3) 法令違反 区の事務又は事業の執行に関し、法令、条例、規則その他の規程に違反している事実をいう。

(通報手続)

第3条 公益通報等を受ける者は、次の各号に定める者（以下「通報取扱者」という。）とする。

(1) 総務部総務課長

(2) 総務部人事課長

(3) 教育委員会事務局教育総務部教育総務課長（教育委員会所管の通報に限る。）

(4) 弁護士の資格を有する者（職員及び区と利害関係を有する者を除く。）の中から区長が指定する者（以下「外部相談員」という。）

2 公益通報等は、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により、原則として、通報者の氏名、所属その他の通報者が特定できる情報を記載し行うものとする。ただし、通報事実を具体的かつ客観的に指摘している場合その他通報取扱者がやむを得ないと認める場合は、匿名によることができ

るものとする。

3 職員等は不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で公益通報等を行ってはならない。

(外部相談員の職務)

第3条の2 外部相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 公益通報等に係る受付、調査、報告等の補助業務に関すること。
- (2) 公益通報等をしたことによる不利益な取扱いの申出に係る受付、報告、調査等の補助業務に関すること。
- (3) 公益通報等を行おうとする職員等からの違法性の有無等に係る事前相談等に関すること
- (4) その他、区長が必要と認める事項に関すること。

2 外部相談員は、当該公益通報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 外部相談員は、自己若しくはその2親等内親族の一身上に関する公益通報又は自己若しくは父母等が従事する業務に直接利害関係のある公益通報等について、関与することができない。

(公益通報等の受理)

第4条 通報取扱者は、前条の通報を受けた場合は、直ちに総務部長（総務部長に関わる場合は総務課長とする。以下次項、第5条、第6条及び第8条について同じ。）に報告するものとする。

2 総務部長は、通報が第2条第2号に規定する公益通報等に該当する場合はこれを受理し、その旨を、該当しない場合はこれを受理しない旨及びその理由を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による又は通知を希望しない通報者については、この限りではない。

(公益通報等の処理)

第5条 総務部長は、前条第1項の報告を受けた場合は、その内容を区長に報告するとともに、必要な調査を実施し、又は通報取扱者に調査を実施するよう命じなければならない。

2 総務部長は、公益通報等を受けた日から20日以内に、調査着手の時期及び調査に要する期間の見通しを通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による又は通知を希望しない通報者については、この限りではない。

3 通報取扱者による調査において、被通報者その他の関係者は、誠実に調査に応じ、また、求められた必要な資料を提出する等、これに協力しなければならない。

4 総務部長は、調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、次条に規定する公益通報調査委員会を招集することができる。

5 総務部長は、調査の結果を、区長に報告しなければならない。

6 総務部長は、調査の結果を、通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による通報者又は通知を希望しない通報者については、この限りではない。

(公益通報調査委員会)

第6条 職員等からの公益通報等を処理するため、公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務部長
- (2) 教育委員会事務局教育総務部長（教育委員会所管の通報に限る。）
- (3) 総務部総務課長
- (4) 総務部人事課長
- (5) 教育委員会事務局教育総務部教育総務課長（教育委員会所管の通報に限る。）

3 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が主宰し、必要に応じて委員長の指名する者の出席を求めることができる。
- 6 当該案件に関わる委員は会議に参加することができない。
- 7 委員会は、必要に応じて、関係者からの事情聴取、関係書類の閲覧その他の調査をすることができる。
- 8 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(区長が講じる措置)

第7条 区長は、第5条第4項の報告を受け、当該公益通報等に係る法令違反があると認めるときは、是正、改善、処分その他必要な措置を講じるものとする。

(通報者への通知)

第8条 総務部長は、前条の措置について、その概要を通報者に通知するものとする。ただし、匿名による又は通知を希望しない通報者については、この限りではない。

(運営状況の公表)

第9条 区長は、公益通報等の件数及びそれらの主な内容について、毎年度公表する。

(通報者等の保護)

第10条 区長、通報取扱者及び公益通報調査委員（以下「区長等」という。）は、公益通報等をした職員等の情報の秘密保持を徹底するとともに、被通報者その他の関係者の権利が不当に侵害されることのないよう通報内容の秘密保持に配慮するものとする。

- 2 区長等は正当な公益通報等をした職員等を保護しなければならない。
- 3 職員等は、正当な公益通報等をしたことによって不利益な取扱いを受けた又は受けるおそれがあるときは、その旨を通報取扱者又は公益通報調査委員に通報することができる。
- 4 区長等は、職員等が正当な公益通報等を理由として不利益な取扱いを受けた又は受けるおそれがあるとき認めるときは、その改善又は防止のため必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年10月12日29総総発第11433号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和4年6月23日4総総発第10687号）

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

付 則（令和5年3月2日4総総発第12635号）

この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

付 則（令和5年9月1日5総総発第11154号）

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

付 則（令和6年3月29日5総総発第12859号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。